

○文部科学省令第二十七号

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第十八条第一項並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第一条、第二条第三項、第三条第一項、第四条第二号及び第七条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 登録手続等（第一条―第七条）

第二章 指定登録機関（第八条―第二十二條）

第三章 雑則（第二十三條）

附則

目次

第一章 登録手続等（第一条―第三条）

第二章 指定登録機関（第四条―第二十条）

附則

第一章 登録手続等  
（プログラムの著作物の複製物）

第一条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条のマイクロフィルムは、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュとする。

2 「略」

「条を削る。」

（プログラム登録の公示）

第二条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 申請の受付の年月日（職権による登録にあつては、その登録の年月日。第十一条第一号において同じ。）

四・五 「略」

（請求書の様式等）

第三条 令第二条第一項の請求書は、別記様式第一により作成しなければならない。

2 令第二条第一項の請求書は、日本語で書かなければならない。

第一章 登録手続等  
（プログラムの著作物の複製物）

第一条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条のマイクロフィルムは、日本産業規格に該当するA6判マイクロフィッシュ又は文化庁長官が定める基準に該当するマイクロフィルムとする。

2 「同上」

（登録手数料の納付方法）

第二条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「法」という。）第二十五条の規定による手数料は、法第十一条第一項の登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（プログラム登録の公示）

第三条 法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 申請の受付の年月日（職権による登録にあつては、その登録の年月日。第八条第一号において同じ。）

四・五 「同上」

「条を加える。」

3 令第二条第二項の資料であつて、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

(磁気ディスクの改変を防止等するための措置)

第四条 令第二条第三項の文部科学省令で定める措置は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)が記録された磁気ディスクの領域に他の電磁的記録を記録すること及び当該記録された電磁的記録の消去を防止する措置とする。

(記録媒体等に付す表示の方法)

第五条 令第三条第一項の文部科学省令で定める方法は、記録媒体又は当該記録媒体を封入した包装若しくは容器の表面に次に掲げる事項を記載した書面を貼り付ける方法とする。

- 一 登録プログラム著作物の登録番号
- 二 請求者の氏名又は名称
- 三 請求年月日
- 四 法第四条第一項の証明を行った年月日

(令第四条第二号に規定する額)

第六条 第一条に規定するマイクロフィッシュに係る令第四条第二号の文部科学省令で定める額は、次の各号に掲げるプログラムの著作物が記録されたマイクロフィッシュの枚数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 五十枚までの部分 一枚につき四千元
- 二 五十枚を超え二百五十枚までの部分 一枚につき千円
- 三 二百五十枚を超える部分 一枚につき五百円

(手数料の納付方法)

第七条 法第四条第二項及び第二十五条の規定による手数料は、法第十一条第一項の登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

第二章 指定登録機関  
第八条 「略」

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

第二章 指定登録機関  
第四条 「同上」

「条を削る。」

第九條 [略]  
第十條 [略]  
第十一條 [略]  
第十二條 [略]  
第十三條 [略]  
第十四條 [略]  
第十五條 [略]  
第十六條 [略]

(帳簿の記載等)

第十七條 法第十八條第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 プログラム登録に係る次に掲げる事項
- イ 登録の申請をした者の氏名又は名称
- ロ 登録の申請の受付年月日
- ハ 登録又は却下の別
- ニ 却下の場合には、その理由

(指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則の規定の適用)

第五條 法第五條第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)第六條、第十七條第二項、第十九條、第二十條第二項及び第二十三條の規定の適用については、同規則第六條中「文化庁」とあり、及び同規則第十九條中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五條第一項の指定登録機関」と、同規則第十七條第二項中「文化庁長官が指定する職員」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第八條第二項に規定する登録実施者」と、同規則第二十條第二項中「文化庁長官の文字」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五條第一項の指定登録機関の長の職氏名」と、「文化庁長官の印」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五條第一項の指定登録機関の長の印」と、同規則第二十三條中「収入印紙をもつて」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第十一條第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより」とする。

第六條 [同上]  
第七條 [同上]  
第八條 [同上]  
第九條 [同上]  
第十條 [同上]  
第十一條 [同上]  
第十二條 [同上]  
第十三條 [同上]

(帳簿の記載等)

第十四條 法第十八條第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請をした者の氏名又は名称

ホ 登録を行った年月日（職権による登録の場合に限る。）

ヘ 登録の目的

ト 登録番号

チ 登録を実施した者の氏名

二 法第四条第一項の規定による請求（以下この号において単に「請求」という。）に係る次に掲げる事項

一 請求に係る登録プログラム著作物の登録番号

イ 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 代理人による請求にあつては、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

ハ 所並びに法人にあつては代表者の氏名

ニ 法第四条第一項に規定する利害関係を有する者に該当する事情

ホ 請求の受付年月日

ヘ 請求年月日

ト 法第四条第一項の証明（以下この号において単に「証明」という。）を行ったかどうかの別

チ 証明を行った年月日

リ 証明を実施した者の氏名

又 証明手数料の額（令第四条第二号に定める額に限る。）

〔号を削る〕

二 登録の申請の受付年月日

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

二十 略

二十一 略

二十二 略

二十三 略

二十四 略

二十五 略

二十六 略

二十七 略

二十八 略

二十九 略

三十 略

三十一 略

三十二 略

三十三 略

三十四 略

三十五 略

三十六 略

三十七 略

三十八 略

（立入検査の身分証明書）

第十五条 法第十九条第二項の証明書は、別記様式第一によるものとする

第十六条 同上

第十七条 同上

第十八条 同上

第十九条 略

第二十条 略

第二十一条 略

第二十二條 「略」

第三章 雑則

第二十三條 法第五條第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第六條、第十七條第二項、第十九條、第二十条第二項及び第二十三條の規定の適用については、同令第六條中「文化庁」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第五條第一項に規定する指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という。））」と、同令第十七條第二項中「文化庁長官が指定する職員」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第八條第二項に規定する登録実施者」と、同令第十九條中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同令第二十條第二項中「文化庁長官の文字」とあるのは「指定登録機関の長の職氏名」と、「文化庁長官の印」とあるのは「指定登録機関の長の印」と、同令第二十三條中「収入印紙をもつて」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第十一條第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより」とする。

第十九條 「同上」

「章名を加える。」  
「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一を別記様式第二とする。  
附則の次に次の一様式を加える。

プログラム登録に関する証明請求書

年 月 日

文化庁長官 殿

1 登録番号

2 請求者

住所（居所）

フリガナ

氏名（名称）

代理人

住所（居所）

フリガナ

氏名（名称）

3 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第4条第1項に規定する利害関係を有する者に該当する事情

4 添付資料の目録

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21.0cm、縦29.7cm）の大きさとする。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下におのおの2cmをとる。
- 3 「請求者」の欄の住所の次になるべく電話の番号を記載する。
- 4 「氏名（名称）」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名とを記載する。
- 5 「氏名（名称）」には、かたかなでふりがなをつける。
- 6 代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。
- 7 外国語の固有名詞は、ローマ字を用いて記載する。
- 8 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。

附 則

この省令は、令和三年六月一日から施行する。